

~~~~~  
広島市告示（東区）第138号

平成19年9月20日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年広島市条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第139号

平成19年9月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第140号

平成19年9月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第141号

平成19年9月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（南区）第143号

平成19年9月3日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年12月21日条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（南区）第144号

平成19年9月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

~~~~~  
広島市告示（南区）第145号

平成19年9月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

~~~~~  
広島市告示（南区）第146号

平成19年9月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

~~~~~  
広島市告示（南区）第147号

平成19年9月10日

広島駅南口第三B自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、9月6日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

下記 略

~~~~~  
広島市告示（南区）第148号

平成19年9月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

~~~~~  
広島市告示（南区）第149号

平成19年9月10日

広島駅南口第一、第二及び第三A自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、9月7日に広島市西部

自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（南区）第 150 号

平成 19 年 9 月 13 日

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条例第 4 項の規定に基づき次の通り告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 道路の種類 | 路線名            | 区 間                                                           |
|-------|----------------|---------------------------------------------------------------|
| 市 道   | 南 4 区<br>中広宇品線 | 広島市南区出汐二丁目 829-1 番地<br>先から<br>広島市南区宇品東二丁目 943-1 番<br>地先までの上下線 |

広島市告示（南区）第 151 号

平成 19 年 9 月 14 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第 152 号

平成 19 年 9 月 14 日

青崎一丁目及び旭町駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、9 月 13 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、1 か月間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示（南区）第 153 号

平成 19 年 9 月 14 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 7 条第 2 項及び第 4 項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和 54 年 12 月 21 日条例第 65 号）第 17 条の 2 の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（南区）第 154 号

平成 19 年 9 月 18 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第 155 号

平成 19 年 9 月 21 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、南区建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 指定番号 第 2 号
- 2 指定年月日 平成 19 年 9 月 21 日
- 3 路線名 広島市道南 1 区 104 号線
- 4 道路の位置 起点 広島市南区南蟹屋二丁目 661 番地  
12 地先  
終点 広島市南区南蟹屋四丁目 846 番地 8  
地先
- 5 道路の幅員 12.0m～49.0m
- 6 道路の延長 949.0m

広島市告示（南区）第 156 号

平成 19 年 9 月 21 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第 157 号

平成 19 年 9 月 26 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第 158 号

平成 19 年 9 月 27 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 7 条第 2 項及び第 4 項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和 54 年 12 月 21 日条例第 65 号）第 17 条

の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示(南区)第159号

平成19年9月28日

青崎一丁目及び旭町駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、9月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、1か月間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示(南区)第160号

平成19年9月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示(西区)第138号

平成19年9月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示(西区)第139号

平成19年9月3日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、8月31日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

別紙 略

広島市告示(西区)第140号

平成19年9月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示(西区)第141号

平成19年9月4日

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例(昭和54年12月21日条例第65号)第17条の2の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示(西区)第142号

平成19年9月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示(西区)第143号

平成19年9月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示(西区)第144号

平成19年9月18日

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例(昭和54年広島市条例第65号)第17条の2の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示(西区)第145号

平成19年9月28日

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例(昭和54年広島市条例第65号)第17条の2の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

## 広島市告示（安佐南区）第 140 号

平成 19 年 9 月 3 日

広島市駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、8 月 30 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

別紙 略

次のとおり 略

## 広島市告示（安佐南区）第 141 号

平成 19 年 9 月 3 日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、平成 19 年 9 月 3 日から平成 19 年 9 月 18 日まで、広島市安佐南区役所農林建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 区分 | 水 路 名              | 所在（起点及び終点）                            |
|----|--------------------|---------------------------------------|
| 水路 | K3-E1-み-3-6-38 号水路 | 安佐南区緑井三丁目 2751 番 1 地先から 2753 番 1 地先まで |

## 広島市告示（安佐南区）第 142 号

平成 19 年 9 月 12 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を下記のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 指 定 番 号 第 16 号
- 2 指 定 年 月 日 平成 19 年 9 月 12 日
- 3 道 路 の 位 置 広島市安佐南区西原六丁目 485 番 5 の一部、486 番 3 の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.21m  
延長 18.52m

## 広島市告示（安佐南区）第 143 号

平成 19 年 9 月 12 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を下記のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

て一般に縦覧します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 指 定 番 号 第 17 号
- 2 指 定 年 月 日 平成 19 年 9 月 12 日
- 3 道 路 の 位 置 広島市安佐南区西原七丁目 1264 番 1 の一部、1264 番 4 の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 6.20m  
延長 18.98m

## 広島市告示（安佐南区）第 144 号

平成 19 年 9 月 12 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 7 条第 2 項及び第 4 項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和 54 年条例第 65 号）第 17 条の 2 の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

## 広島市告示（安佐南区）第 145 号

平成 19 年 9 月 18 日

広島市駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、9 月 13 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

別紙 略

次のとおり 略

## 広島市告示（安佐南区）第 146 号

平成 19 年 9 月 19 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を下記のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 指 定 番 号 第 18 号
- 2 指 定 年 月 日 平成 19 年 9 月 19 日
- 3 道 路 の 位 置 広島市安佐南区山本六丁目 844 番 2 の一部、844 番 4 の一部、844 番 5 の一部、844 番 6 の一部、845 番の一部、847 番 1 の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 6.00m  
延長 43.29m

## 広島市告示（安佐南区）第147号

平成19年9月20日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を下記のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 秋葉忠利

- 1 指定番号 第19号
- 2 指定年月日 平成19年9月20日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内一丁目1281番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 5.00m  
延長 40.40m

## 広島市告示（安佐南区）第148号

平成19年9月25日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を下記のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 秋葉忠利

- 1 指定番号 第20号
- 2 指定年月日 平成19年9月25日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区東野一丁目433番1の一部、433番3の一部、433番4の一部、433番6の一部、433番7の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.22m～6.22m  
延長 72.95m

## 広島市告示（安佐南区）第149号

平成19年9月26日

広島市駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、9月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

別紙 略

次のとおり 略

## 広島市告示（安佐南区）第150号

平成19年9月26日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、告示対象区域における一の敷地とみなすこと等による緩和の認定を取消しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

て、一般の縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

記

- 1 認定の取消しを行なった区域の場所  
広島市安佐南区祇園一丁目49番1
- 2 認定の取消しを行なった認定番号及び認定年月日  
第5番 昭和47年10月3日
- 3 認定取消し番号及び年月日  
第1号 平成19年9月26日

## 広島市告示（安佐北区）第98号

平成19年9月6日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成5年11月24日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した簡瀬親和会（代表者 澤 義明）について、つぎのとおり告示事項を変更しました。

広島市長 秋葉忠利

- 1 変更があった事項  
代表者の氏名住所
- 2 変更の内容

|          | 旧                            | 新                            |
|----------|------------------------------|------------------------------|
| 代表者の氏名住所 | 澤 義明<br>広島市安佐北区安佐町大字簡瀬1177番地 | 山本 隆嗣<br>広島市安佐北区安佐町大字簡瀬566番地 |

## 広島市告示（安佐北区）第99号

平成19年9月6日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図書は、平成19年9月6日から同年9月20日まで安佐北区農林建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

| 道路の種類 | 路線名      | 変更区間                                   | 旧別新 | 敷地の幅員(m)          | 敷地の延長(m) |
|-------|----------|----------------------------------------|-----|-------------------|----------|
| 市道    | 安佐北2区7号線 | 安佐北区口田南二丁目496番3地先から安佐北区口田南二丁目496番3地先まで | 旧   | 2.00<br>～<br>3.00 | 46.00    |
|       |          |                                        | 新   | 3.00<br>～<br>3.06 | 46.00    |

## 広島市告示（安佐北区）第100号

平成19年9月6日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図書は、平成19年9月6日から同年9月20日まで安佐北区農林建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始区間                                     | 供用開始の期日   |
|-------|----------|--------------------------------------------|-----------|
| 市道    | 安佐北2区7号線 | 安佐北区口田南二丁目496番3地先から<br>安佐北区口田南二丁目496番3地先まで | 平成19年9月6日 |

広島市告示（安佐北区）第101号

平成19年9月14日

平成19年第2回久地財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 秋葉忠利

記

- 1 招集日時 平成19年9月21日 午後2時
- 2 招集場所 広島市安佐北区安佐町大字久地甲4492番地久地集会所

広島市告示（安佐北区）第102号

平成19年9月14日

平成19年第2回小河内財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 秋葉忠利

記

- 1 招集日時 平成19年9月26日 午前10時
- 2 招集場所 広島市安佐北区安佐町大字小河内4614番地の1  
安佐小河内集会所

広島市告示（安佐北区）第103号

平成19年9月18日

次の法定外公共物（水路）を廃止します。

その関係図面は、平成19年9月18日から同年10月2日まで、広島市安佐北区役所農林建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

| 区分 | 路線名等                       | 所在                           | 区間<br>(起点及び終点)                 |
|----|----------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| 水路 | K3-F3-X<br>沖田-12-56号<br>水路 | 広島市安佐北区亀山一丁目<br>広島市安佐北区亀山一丁目 | 831番1<br>地先から<br>831番3<br>地先まで |
|    | 用悪水路                       | 広島市安佐北区亀山一丁目                 | 833番5                          |

広島市告示（安佐北区）第104号

平成19年9月18日

次の法定外公共物を指定します。

その関係図書は、平成19年9月18日から同年10月2日まで、広島市安佐北区農林建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

| 区分 | 路線名                        | 所在           | 区間<br>(起点及び終点)                 |
|----|----------------------------|--------------|--------------------------------|
| 水路 | K4-F3-X<br>沖田-12-59号<br>水路 | 広島市安佐北区亀山一丁目 | 831番8<br>地先から<br>833番4<br>地先まで |

広島市告示（安佐北区）第105号

平成19年9月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

広島市告示（安佐北区）第106号

平成19年9月19日

中深川駅及び安芸矢口駅駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成19年9月18日に広島市西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

別紙 略

広島市告示（安佐北区）第107号

平成19年9月21日

平成19年第2回高南財産区議会定例会を次のとおり招集します。